

神戸市告示第273号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和5年7月21日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定する区域

中央区東川崎町2丁目14番、20番の各一部

（別図のとおり）

2 特定有害物質の名称

水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

別図

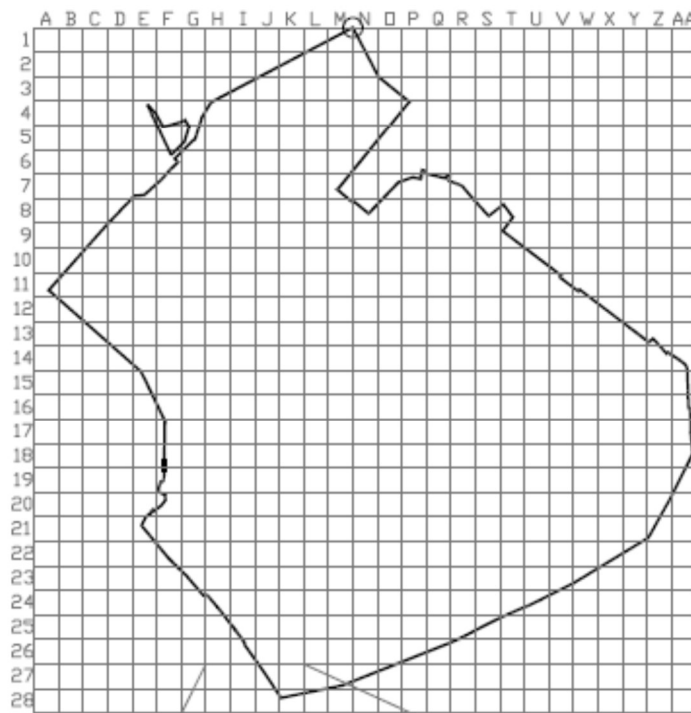
<起点>

起点は、神戸市中央区東川崎町2丁目14番1の北端（No.3126）地点とする

<格子の回転角度>

$24^{\circ}12'28''$

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10mまたは30m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。



凡例

○ 起点

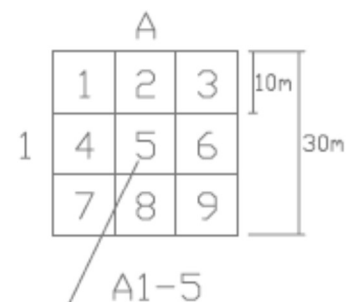
— 敷地境界線



形質変更時要届出区域

<30m格子図>

単位区画番号



<10m格子図>

